

第31回学長選考会議議事要旨

日 時：平成24年9月24日（月）13時00分～15時45分

場 所：事務局2号館2階 特別小会議室

出席者：浅原，鎌田，白神，福田，益田，山下，山本，根ヶ山，古賀，中田，田中，山田，岩田，
坂井田，堀 15名

欠席者：下村

議 題

1 議事要旨の確認について

議長から，第30回学長選考会議議事要旨の確認があり，原案のとおり承認された。

2 各検討事項について

次期学長選考会議に向けた検討に先立ち，総務部長から，参考資料1に基づき学長選考の流れについて，参考資料2に基づき各大学の学長選考会議委員の構成について，参考資料3に基づき学長の任期と中期計画期間との関係について，説明があった。

引き続き，議長から，各検討事項について，資料1に基づき，前回の学長選考会議における議論を踏まえ，以下のとおり審議された。

(1) 学長の資格について

学長の資格について，学長選考規則第4条（選考の基準）の各号を整理し，経営面で優れた能力及びリーダーシップを有する旨を本文中に記すことになった。

(2) 意向投票の在り方について

意向投票の在り方について，次のような意見交換が行われ，継続して検討を行うことになった。

また，田中副議長から，意向投票の投票権者の範囲等について，学内委員の意見を確認するために，学内委員による意見交換会を開催することの提案があった。

（意見の概要）

- ① 名称を「意向投票」から「意向調査」に変更するのであれば，意向調査の内容を分析し，意向の傾向を提示できるような仕組みにするべきではないか。
- ② 意向調査の内容を分析し，意向の傾向を提示することにより，分析結果の解釈を巡って意見の相違が生じることも予見され，学長選考が円滑に進まなくなることが懸念される。
- ③ 「意向調査」という名称ではなく，「意向聴取」という名称にしてはどうか。
- ④ 意向調査の内容の分析は行わず，意向の傾向を提示しないということであれば，意向投票の名称を変更する必要はないのではないか。
- ⑤ 意向投票権者の範囲を見直す必要があるのではないか。
- ⑥ 意向調査の内容を分析し，意向の傾向を提示することが，最多得票者ではない者を学長候補者として選出する際の根拠とはならないのではないか。
- ⑦ 投票権者の範囲を見直すことよりも，学長候補適任者の意見や構想をよく検討した上で投票を行うことの方が，優先して取り組むべき事項ではないか。
- ⑧ 意向調査の内容を分析し，意向の傾向を提示することよりも，投票結果は一つの参考であり，最終的には面接を行って学長候補者を選出するという流れを推進していくべきではないか。
- ⑨ 単記制から二名連記制又は三名連記制に変更することで，学長候補適任者の出身部局に左右されない投票結果が期待できるのではないか。
- ⑩ 現行の投票権者の範囲が，山口大学全体の意向を示すものとなっているのかどうか，学内委員で検討を行ってはどうか。

(3) 次期学長候補者選考資料の在り方について

次期学長候補者選考資料の在り方について、学長選考規則第11条に面接の実施を規定する旨説明があり、審議の結果、面接の対象となる者及び面接の方法は学長選考会議が決定する旨記すことで承認された。

また、学長選考規則第5条に規定する学長候補適任者の選出について、意向投票及び面接の実施前に「学長候補適任者」の名称を使用することが適当かどうか意見交換が行われ、「意向調査適任者」又は「意向調査対象者」としてはどうかとの提案があった。

(4) 学長候補者の決定方法について

学長候補者の決定方法について、学長選考規則第12条（学長候補者の決定）のとおり、所信表明の内容並びに意向調査及び面接の結果を総合的に審議の上、学長候補者を決定する旨規定することの説明があり、審議の結果、了承された。

(5) 学長の任期について

学長の任期について、初任4年、再任2年とする方向で検討を進めることになり、次のような意見交換が行われた。

(意見の概要)

- ① 現行の初任4年、再任4年では長すぎるように感じるため、初任4年、再任2年の任期とすることが適当ではないか。
- ② 再任を目指す現職の学長を対象とした選考基準と新たに学長就任を志す者を対象とした選考基準は異なるものであるため、それぞれ別の選考基準を設けるべきではないか。
- ③ 学長の任期は、原則4年再任なしとするが、任期中の大学改革の実績が顕著であり、学長選考会議が引き続き任期を延長することが望ましいと判断した場合には、最大2年間の任期の延長を行うことができるようにしてはどうか。

(6) 学長候補者の再選考について

学長候補者について、学長選考規則第15条（就任の辞退等）のとおり、学長に就任できなくなったときを加える旨説明があった後、意見交換が行われ、学長に就任できなくなったことをどのように判断するか不明瞭であるため、学長選考会議が判断する旨を明記することになった。

(7) 不在者投票期間について

不在者投票期間について、学長選考規則実施細則第10条（不在者投票）のとおり、学長選考会議が定める期間に改正する旨説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3 学長選考会議の組織について

学長選考会議の組織について、理事を加えてはどうかと提案があり、審議の結果、学内委員と学外委員の均衡を維持するため、本会議の委員に加えないことになった。

また、本会議の委員が学長選考の対象者となった場合の規定がないため、学長選考の対象者となった場合は、本会議委員を辞任する旨規定すべきではないかとの意見があった。

【配付資料】

第30回学長選考会議議事要旨（案）

資料1 学長選考関連規則の改正案

参考資料1 学長選考日程案

参考資料2 学長の任期及び選考委員の構成

参考資料3 学長の任期と中期計画期間について

参考資料4 学長選考会議での検討事項について